

平成29年度 雲仙市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

平成29年5月22日策定

改定 平成29年11月14日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項及び同条第3項の規定に基づき、平成29年度における雲仙市障害者就労施設等からの物品等の調達方針（以下「調達方針」という。）を策定し、公表するものである。

調達方針は、障害者就労施設等が供給することができる物品及び役務に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資するために策定するものである。

2 適用範囲

調達方針の適用範囲は、本市の全ての行政組織が発注可能な物品等とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達方針で優先的に調達することとする障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に掲げる施設等とする。

4 調達する物品等

障害者就労施設等が供給する物品等は、物品（事務用品、食料品・飲料、小物雑貨、その他の物品など）、役務（印刷、クリーニング、除草・清掃作業、情報処理、文書配達、その他作業など）その他の障害者就労施設等が受注することが可能なものの全てとする。

5 物品等の調達目標

調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等の平成29年度における調達目標については、以下のとおりとする。

目標額 2,500千円

6 調達の推進方法

障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標を達成するための方策については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報を収集し、各部局等へ提供する。
- (2) 特定非営利活動法人長崎県障害者共同受注センターとの連携を図り、効率的かつ効果的な発注方法に努めるものとする。
- (3) 各部局等は、障害者優先調達推進法の目的を達成するために必要な範囲内において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び雲仙市予算規則（平成17年雲仙市規則第44号）、雲仙市契約規則（平成17年雲仙市規則第49号）等の規定を遵守するとともに、予算の適正な執行に配慮し、随意契約の方法により、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

7 調達実績の取りまとめ

調達実績については、障害者優先調達推進法第9条第5項に基づき、会計年度終了後遅滞なく取りまとめ、市のホームページ等を通じて公表するものとする。

8 担当窓口

調達方針の担当窓口は、健康福祉部福祉課とする。